

## 1 はじめに

消費量が相対的に多い野菜について、価格が低落し一定基準額以下になった場合、生産者・県・国が積立てた資金を財源として生産者に補給金として交付する事業です。

## 2 対象品目

対象となる野菜は、次の通りです。(指定野菜)      は、鹿児島県加入品目・品種

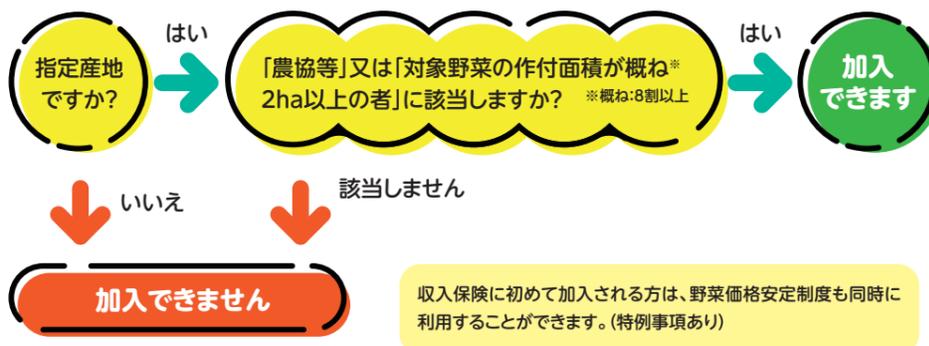
重要野菜	キャベツ(春・夏秋・冬)、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい
調整野菜	だいこん(春・夏)、にんじん(春夏・秋・冬)、はくさい(春・夏)、レタス(春・夏秋・冬)
一般野菜	きゅうり(夏秋・冬春)、秋冬さといも、トマト(夏秋・冬春)、なす(夏秋・冬春)、ねぎ(春・夏・秋冬)、ばれいしょ、ピーマン(夏秋・冬春)、ほうれんそう

## 3 産地の要件

面積と出荷に係る産地の要件があります。(野菜の種類によって違いがあります。)要件が満たされれば、農林水産大臣が都道府県知事の申出を受けて野菜指定産地として指定します。

## 4 加入要件

指定産地として認められれば、加入することができます。



## 5 価格差補給金

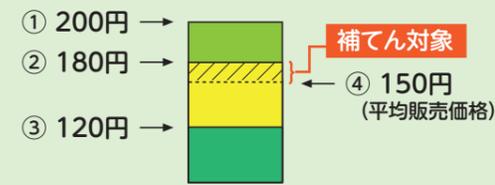
対象野菜の計画的な出荷(供給計画)の貢献度に応じて、保証基準額と平均販売価格との差額の最大90%を補てんします。

【補てんの仕組み】市場に出荷した野菜の平均販売価格が過去の平均販売価格(90%=保証基準額)を下回った場合、保証基準額と平均販売価格の差額を補てんします。

### (例) 秋冬ねぎの場合

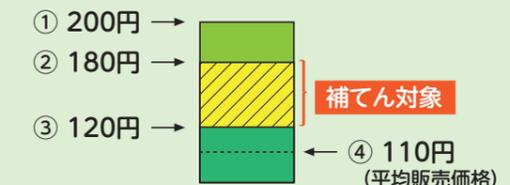
- ① 基準額200円/kg (過去6カ年の平均販売価格)
- ② 保証基準額180円/kg (①基準額の90%)
- ③ 最低基準額120円/kg (①基準額の60%)

case 01 保証基準額 ② > 平均販売価格 ④ > 最低基準額 ③



価格差補給金交付単価は  
 $(②180円 - ④150円) \times 90\% = 27円$

case 02 最低基準額 ③ > 平均販売価格 ④



価格差補給金交付単価は  
 $(②180円 - ③120円) \times 90\% = 54円$

平均販売価格とは、市場で販売された野菜の旬別価格をいいます。  
 旬別価格は、農家やJA個別の平均価格ではなく、全国の指定産地が旬別に販売した対象市場全体の平均販売価格をいいます。

## 6 負担金

国が定める算出基準にもとづき負担金単価は算定され、生産者・県・国は次のような割合で資金を事前に積み立てます。

【負担割合】	生産者	県	国	合計
重要野菜	17.5%	17.5%	65%	100%
調整野菜・一般野菜	20%	20%	60%	100%

指定野菜は、「生産者・県の負担割合軽減措置」により、負担軽減率(野菜種別ごとに50~100%)が適用されます。

### (例) 秋冬ねぎの場合

- ① 基準額230円/kg (過去6カ年の平均販売価格)
- ② 保証基準額207円/kg (①基準額の90%)
- ③ 最低基準額138円/kg (①基準額の60%)
- ④ 資金造成単価62円/kg (②-③) × 90%

生産者の負担金単価は、次のようになります。  
 ④資金造成単価 × 生産者の負担割合 × 負担軽減率  $62円/kg \times 20\% \times 50\% = 6.2円/kg$   
 なお、資金造成額を上回る価格補てん金を受領する場合は、負担金の増加が発生します。